㈢　介護職員処遇改善加算㈢　㈠から㈬までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	
㈣　介護職員処遇改善加算㈣　㈢により算定した単位数の100分の90に相当する単位数	
㈤　介護職員処遇改善加算㈤　㈢により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	
10　特定施設入居者生活介護費	10　特定施設入居者生活介護費
イ　特定施設入居者生活介護費（１日につき）	イ　特定施設入居者生活介護費（１日につき）
㈠　要介護１　534単位	㈠　要介護１　533単位
㈡　要介護２　599単位	㈡　要介護２　597単位
㈢　要介護３　668単位	㈢　要介護３　666単位
㈣　要介護４　732単位	㈣　要介護４　730単位
㈤　要介護５　800単位	㈤　要介護５　798単位
ロ　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（１月につき）	ロ　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（１月につき）
ハ　短期利用特定施設入居者生活介護費（１日につき）	ハ　短期利用特定施設入居者生活介護費（１日につき）
㈠　要介護１　534単位	㈠　要介護１　533単位
㈡　要介護２　599単位	㈡　要介護２　597単位
㈢　要介護３　668単位	㈢　要介護３　666単位
㈣　要介護４　732単位	㈣　要介護４　730単位
㈤　要介護５　800単位	㈤　要介護５　798単位
注１～３　（略）	注１～３　（略）
４　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
５　イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、１日につき36単位を所定単位数に加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。	（新設）
㈠　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。	
㈡　介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が６又はその端数を増すごとに１以上であること。	
㈢　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第５号に規定する基準に該当していないこと。	
６　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、１月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注７を算定している場合は、１月につき100単位を所定単位数に加算する。	（新設）
７　イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この号において「理学療法士等」という。）を１名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定	４　イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この号において「理学療法士等」という。）を１名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を１名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た